



長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせを掲載しています。

更新 平成24年9月18日

■「長崎市人権問題講演会」開催のお知らせ！

山形弁を使いこなし、日本をこよなく愛するダニエル・カールさんが、外国人の眼を通した日本やユニークな異文化体験、被災地への思いについて話します。

【日時】 平成24年10月16日(火) 14:00～16:00

【場所】 長崎市公会堂(長崎市魚の町4-30 TEL 095-822-4145)

【講師】 ダニエル・カールさん(タレント・山形弁研究者)

【演題】 がんばっぺ、オラの大好きな日本

【主催】 長崎市・長崎市教育委員会・長崎市PTA連合会

入場無料

事前申込不要

当日資料配布

※手話通訳・要約筆記、一時保育(1歳～就学前、10月5日までに予約必要)もあります！

チラシはこちら ⇒ http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/shoko/misc_roseidayori/20120918jinkentirasi.pdf

お問い合わせ先

長崎市市民生活部人権啓発室(TEL:095-829-1138)

Email : jinken@city.nagasaki.lg.jp

■改正労働者派遣法が今年10月1日から施行されます！

派遣労働者を保護し、雇用の安定を図るため、改正労働者派遣法が10月1日から施行されます。

派遣元、派遣先の事業主の皆様は、法改正の趣旨、内容を十分ご理解くださいますよう、お願いします。

【改正労働者派遣法の主な内容】

<事業に関すること>

- ① 日雇派遣の原則禁止
- ② グループ企業派遣を8割以下に制限
- ③ 離職後1年以内の人を元の勤務先に派遣することを禁止
- ④ マージン率などの情報提供の義務化

<労働者の待遇に関すること>

- ⑤ 待遇に関する事項などの説明の義務化
- ⑥ 派遣先の社員との均衡に向けた配慮の義務化
- ⑦ 派遣労働者への派遣料金の明示の義務化
- ⑧ 無期雇用への転換推進措置の努力義務化

詳しくはこちら ⇒ <http://krs.bz/roumu/c?c=7367&m=6718&v=1a1c23f9>

改正の詳細については、長崎労働局職業安定部需給調整事業室にお問い合わせください！

〒850-0033
長崎市万才町7-1住友生命ビル6階
TEL:095-801-0045

■労働契約法が改正され、有期労働契約の新しいルールができました！

改正労働契約法が8月10日に公布されました。今回の改正は、有期労働契約(期間の定めのある労働契約)の反復更新の下で生じる雇止めの不安を解消し、働く人が安心して働き続けることができるようにするため、**3つのルール**を定めるものです。

改正法の3つのルール

(1)無期労働契約への転換

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、機関の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。

(2)「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

(3)不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

※(2)は、8月10日(公布日)から施行、(1)、(3)は公布日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行されます。

【リーフレットはこちら】 <http://krs.bz/roumu/c?c=7366&m=6718&v=9b3946de>

問合せ先	〒852-8542 長崎市岩川町16-16長崎合同庁舎2階 長崎労働基準監督署 TEL: 095-846-6353
------	--

■10月1日～10月7日は全国労働衛生週間です！

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施している取組です。この機会に自主的な労働衛生管理活動の大切さを見直し、積極的に健康づくりに取り組んでみましょう！

期間:平成24年10月1日～10月7日
(準備期間:平成24年9月1日～9月30日)

スローガン

心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理

第63回となる平成24年度のスローガンは、近年、過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調などの健康問題が重要な課題となっていることから、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の心とからだの健康が確保された職場の実現を目指すことを表しています。

主唱者:厚生労働省、中央労働災害防止協会

♡働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」♡

厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図っています。

※メール相談サービスも行っていますので、ご利用ください。

アクセスはこちら ⇒ <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

■10月は中小企業退職金共済制度加入促進強化月間です！

中小企業退職金共済制度は、昭和34年に中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度です。

【主な特徴】

有利な国の掛金助成	掛金の一部を国が助成します。
掛金が全額非課税	掛金以外の手数料はかかりません。
簡単な管理	従業員ごとに給付状況や資産額をお知らせします。
通算制度でまとまった退職金	過去勤務期間の通算制度、転職した場合の通算制度あり。
退職金は直接従業員へ	一時金払いのほか、要件を満たせば分割払いの受取も可。

※パートや家族従業員も加入できます。詳しくは下記サイトへ！



<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

■雇用調整助成金などの支給要件を見直します

今年10月1日から、雇用調整助成金と中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件を見直します。

これらの助成金は、経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員を一時的に休業させた場合などに、賃金や手当の一部を助成するものです。平成20年9月のリーマン・ショック後、多くの事業主が利用できるよう支給要件を緩和してきましたが、経済状況が回復してきたことから内容を見直すこととしました。

【見直し内容】

1 生産量要件の見直し

現行	⇒	見直し
最近3か月の生産量または売上が、 その直前の3か月または前年同期 と比べ、 5% 以上減少		最近3か月の生産量または売上が、 前年同期 と比べ、 10% 以上減少 (中小企業事業主で、直近の経常損益が赤字であっても、この要件が適用されます)

2 支給限度日数の見直し

現行	⇒	見直し
3年間で300日		[H24.10.1~] 1年間で100日・3年間で300日 [H25.10.1~] 1年間で100日・3年間で150日

3 教育訓練費(事業所内訓練)の見直し

現行	⇒	見直し
雇用調整助成金： 2,000円 中小企業緊急雇用安定助成金： 3,000円		雇用調整助成金： 1,000円 中小企業緊急雇用安定助成金： 1,500円

詳しくは、長崎公共職業安定所にお問い合わせください。

